

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 5月30日公布、5③のみ公布日施行、その他は公布の日から1年以内の政令で定める日から施行

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
 - 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加

1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、~~鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて~~ 猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義(第2条)】

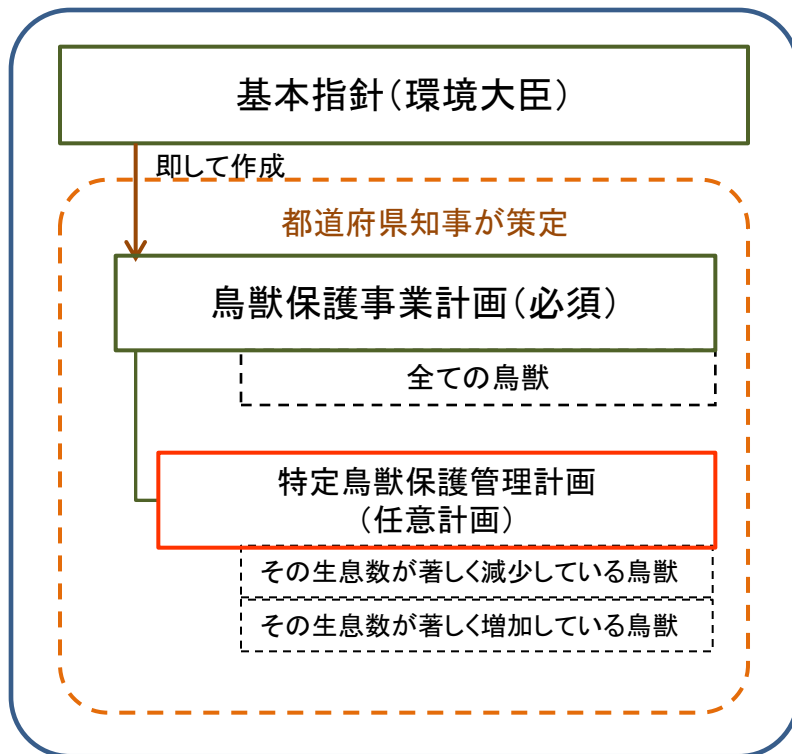
生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

□ 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

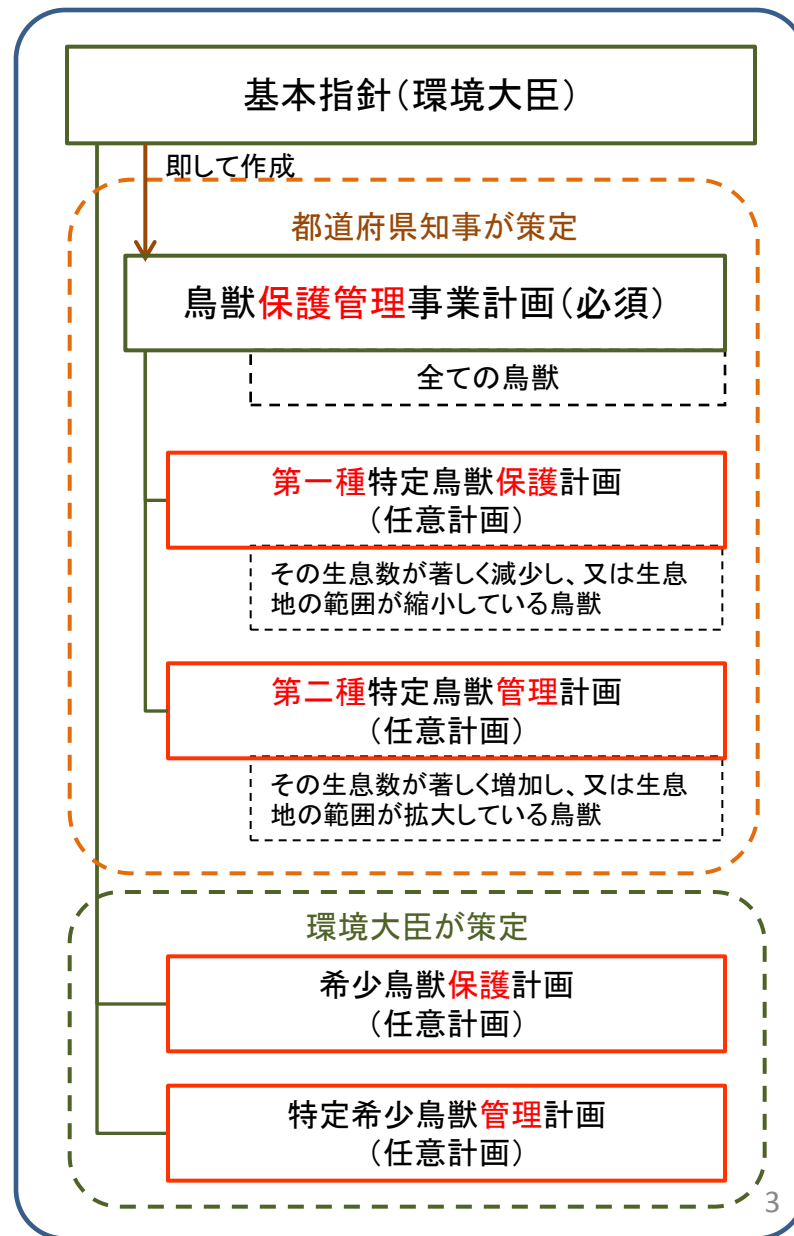
□ 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【現行】

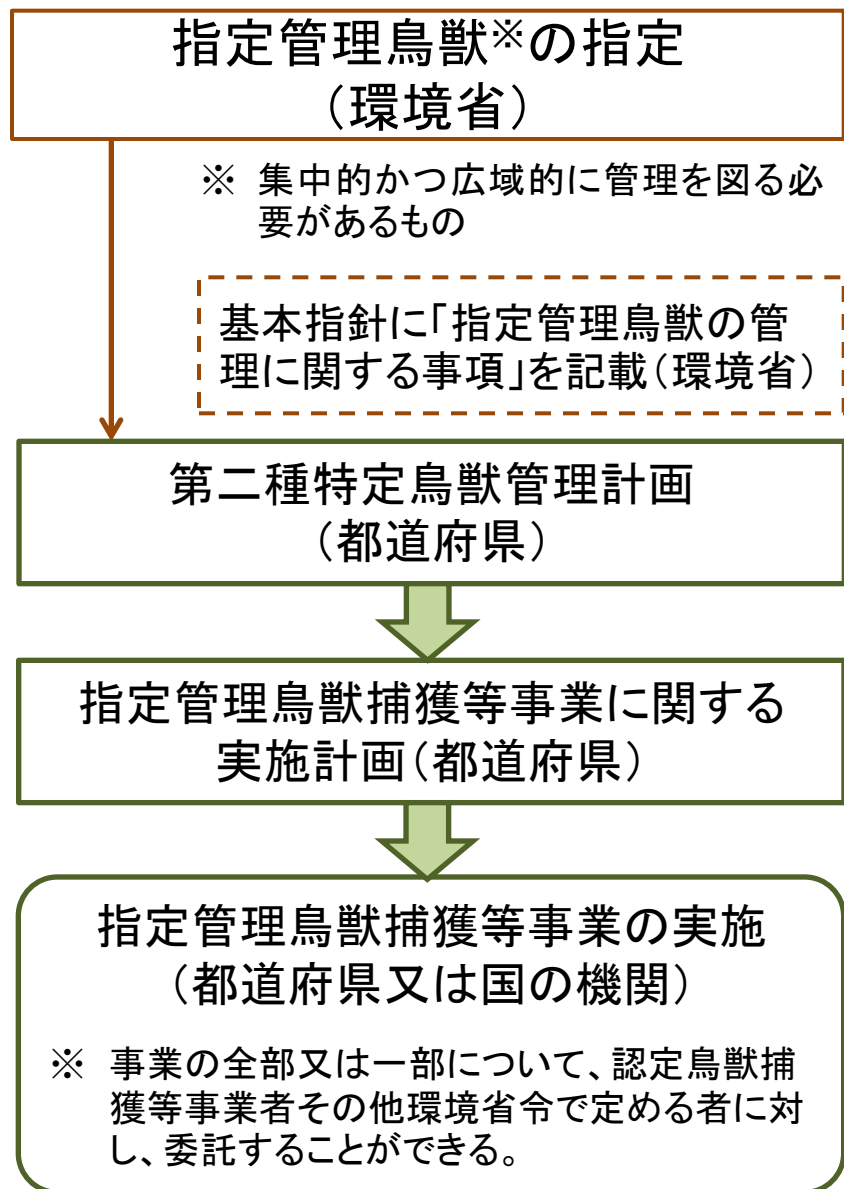


【改正法】



3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設(第14条の2)

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止(法第8条)を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入(第18条の2～第18条の10)

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者(法人)



都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

- ※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。
- ※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合



認定(有効期間3年)

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法律上の効果>

- ☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる
(全ての基準を満たした事業者に限る)
- ☐ 名称使用制限(認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保)
- ☐ 従事者の適性試験の免除
- ☐ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象(法人として許可の対象となる)

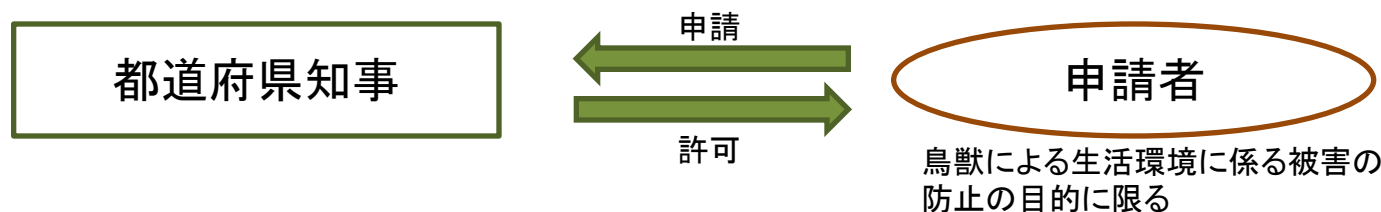
<その他の効果>

- ☐ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- ☐ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化 等

5. その他

① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可(第38条・第38条の2)

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(第40条)

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。

③ 公務所等への照会規定の追加(第75条の2)

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。
(狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。)